

	項目	質問	回答
1	確認申請・審査 マニュアル	新2号建築物で仕様規定の範囲で構造安全性を確認する場合、 確認申請において必要な図書を確認したい。	提出図書については、規則1条の3及び確認申請・審査 マニュアルP.26をご確認ください。
2	確認申請・審査 マニュアル	建築確認申請における添付図書の合理化の対象となる 建築物について確認したい。	仕様規定の範囲で構造安全性を確認できる建物です。 必要事項を仕様表に記載することで、基礎伏図、各階床伏図 小屋伏図及び軸組図の添付を省略することが出来ます。 なお、仕様表ではなく当該図面を添付することも可能です。
3	確認申請・審査 マニュアル	特定木造建築物とは何か。	階数2かつ床面積300㎡以下、平屋かつ床面積200～300㎡の 木造建築物で、仕様規定の範囲で構造安全性を確認するもの を指します。
4	確認申請・審査 マニュアル	仕様表に規定の書式はあるか。	規定の様式はありません。記載、様式例は国土交通省HP上の 申請・審査マニュアルに掲載があるものをご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/common/001767419.xlsx 必要に応じた加筆、修正を行うことが可能となっています。
5	確認申請・審査 マニュアル	仕様規定の範囲で構造安全性を確認する建築物の審査に 「地盤調査報告書」の添付は必要か。	「基礎・地盤調査説明書」が必要となり、以下2つの方法で 地耐力を設定する必要があります。 ①スクリーウエイト貫入試験により地耐力を設定 ②地盤の種類を確認して地耐力を設定（令93条ただし書き） ※地盤調査が困難な場合は、申請地の近隣の地盤調査資料等 を添付していただくことが可能です。 なお、地盤調査資料等により自沈層を確認された場合は 建築物または建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が 生じないことを確認する必要があります。 詳細は、確認申請・審査マニュアルP.115をご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/common/001845916.pdf

	項目	質問	回答
6	確認申請・審査 マニュアル	仕様規定の範囲で構造安全性を確認する場合の審査内容、添付が必要な図面について確認したい。	建築確認時の仕様規定の審査内容は、建築基準法施行令第3章第3節に規定される壁量の確保、壁配置のバランス、柱の小径、基礎等の規定への適合の確認となります。 添付が必要な図面は、確認申請・審査マニュアルP.79をご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/common/001845916.pdf
7	確認申請・審査 マニュアル	新基準の申請図書の「構造詳細図」とは何か、また必ず添付が必要な図書か確認したい。	規則第1条の3に規定される構造詳細図を指します。 特例から外れる場合は、屋根ふき材、外装材の取付け部分の構造方法、構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法等を明示した図面が必要になります。 なお、毎回同様の仕様で計画される場合は、特記仕様書や標準図として添付いただくことが可能です。 記載例は、確認申請・審査マニュアルP.66～70をご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/common/001845916.pdf
8	確認申請・審査 マニュアル	柱頭柱脚金物についてメーカー認定のものを使用する場合の注意項目を確認したい。	金物の仕様を仕様表等に明示し、実際に使用する金物のカタログ、認定書等を添付してください。 また、法令・告示に具体的な規定がないアンカーボルトの埋込長さに関しても金物と同様にメーカー等のカタログを参考にしてください。
9	確認申請・審査 マニュアル	確認申請図書の壁量判定において、「表計算ツール」を用いた場合、添付が必要か確認したい。	壁量等が適切かの確認を円滑なものとするために添付をお願いいたします。